

中国ろうきん友の会規約

(名称)

第1条 この会は、「中国ろうきん友の会」という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、広島市南区金屋町1番17号ワークピア広島5階に置く。

(目的)

第3条 この会は、相互扶助の精神に則り、会員の経済的地位の向上と生活、福祉の安定を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の親睦と交流を深める活動
- (2) 会員の文化、教養を高め、健康を増進する活動
- (3) 中国労働金庫の取引を通じて、豊かな暮らしづくりをすすめる活動
- (4) その他、この会の目的を達成するために必要な活動

(会員の構成)

第5条 この会は、正会員と賛助会員によって構成する。

(会員の資格)

第6条

- 1 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県一円ならびに香川県香川郡直島町に勤務または居住している者(勤務・居住しようとする者を含む)で、この会の目的に賛同し、活動推進に協力でき、第2項の各号または第3項の加入条件を満たす者とする。

入会希望者が後記(1)①から⑤に該当する場合は、加入できない。また、後日該当することが判明した場合は、直ちに事務局において退会手続きをとる。

(1) 入会希望者が次のいずれかに該当する場合。

- ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
- ② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関係
- ④ 反社会的勢力等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関係
- ⑤ その他役員等または経営に実質的に関与しているものが、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

- 2 正会員は、50歳以上の退職者及び生計を一にする配偶者その他の親族で次の条件のいずれかを満たす者とする。

※ 預金取引において、これまでの取引状況を鑑みて、地区外の者も正会員とすることができるが、融資の利用は、地区内の正会員に限られる。

- (1) 公的年金、企業年金受給者で受取口座を中国労働金庫に指定している者
- (2) 財形年金受給者(又は受給予定者)で受取口座を中国労働金庫に指定している者
- (3) エース年金受給者で受取口座を中国労働金庫に指定している者
- (4) 100万円以上の定期性預金を中国労働金庫に預け入れている者

(5) 退職後、融資(住宅金融支援機構を含む)の返済を中国労働金庫で継続している者

(6) この会が特に必要と認めた者

3 賛助会員は、勤労者とその親族、および自営業者とする。ただし、中国労働金庫の地区外に居住、または居住しようとする間接構成員の親族のうち、間接構成員と連帯して債務を負う者、または間接構成員の死亡等に伴い債務を引き継ぐ者は、第6条1項の居住地または勤務地に関わらず、この会に入会することができる。

(地区ろうきん友の会)

第7条 この会は、各地区に正会員で構成する地区ろうきん友の会を置く。

(入会及び入会金)

第8条 この会に入会しようとする者は、所定の入会申込書の提出及び入会金を納付し、会長の承諾を受けなければならない。ただし、会員継続償還者(注)、連帯債務者及びWeb完結(ペーパーレス)契約スキームによる融資利用のため入会を希望する者、ならびに退職時に中国労働金庫との継続取引を希望する50歳未満の退職者およびその親族が「賛助会員」になる場合は、入会金を免除する。(規約第8条・業法第2条)

(注) 会員継続償還者とは、退職等により会員から脱退する際、融資の継続利用を行う者をいう。

(退会及び除名)

第9条 会員は、所定の退会届を会長に提出することによりこの会を退会することができる。

2 会員が次の事由のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。

(1) 死亡または失踪宣告を受けた場合

(2) 第6条の加入資格を失った場合

3 この会の名誉を毀損し、またはこの規約に反するような行為があったときは、幹事会の議決により除名することができる。

(変更)

第10条 会員は、転居等により入会申込書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに所定の手続きをもって届け出なければならない。

(抛出金品の不返還)

第11条 納付した入会金、その他の抛出金品は、返還しないものとする。

(役員)

第12条 この会には、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 事務局長 1名

(4) 幹事 若干名

(5) 会計監査 2名

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その仕事を代行する。

(3) 事務局長は、この会の事務全般を統括し、会の活動を円滑に遂行する。

(4) 幹事は、業務を分掌し会務を執行する。

- (5) 会計監査は、この会の会計及び資産の状況について監査し、その結果を幹事会及び総会に報告する。

(役員を選任)

第14条 役員は、総会で互選により選任する。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じたときは補充することとする。その場合、選任された役員任期は、前任者の残余期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その任務を遂行するものとする。

(会議)

第16条 この会は次の会議を持つ。

- (1) 総会
- (2) 幹事会
- (3) 県連絡会

(総会)

第17条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、この会の最高機関とする。

- 2 会長は、毎事業年度終了後原則として3カ月以内に通常総会を招集する。
- 3 総会は、役員と地区選出代議員によって構成する。地区選出代議員は、役員選出地区を除く地区ろうきん友の会から選出された代議員によって構成し、議長は出席代議員から選出する。
- 4 総会は、代議員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。
- 5 総会の議決は出席代議員の過半数をもって決め、可否同数の場合は議長が決める。
- 6 賛助会員は、総会開催日の10日前までに文書により、意見・質問を述べることができる。
- 7 通常総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 活動報告の承認
 - (2) 活動計画の決定
 - (3) その他、会の運営に関する重要な事項
- 8 会長は、次の事項のいずれかに該当する場合は、1カ月以内に臨時総会を招集する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 幹事会の議決があったとき
 - (3) 会員の過半数から請求があったとき
 - (4) 会計監査から請求があったとき
- 9 総会の日時、場所、議案等については、郵送またはホームページで公開することで会員に告知する。

(幹事会)

第18条 幹事会は、この会の運営機関とし運営に関する事項を決定する。

- 2 幹事会は、年1回の定例会と必要に応じて臨時会を開催し、会長が招集する。
- 3 幹事会は、会計監査を除く役員によって構成し、議長は会長が務めるものとする。なお、会計監査は、幹事会に出席して意見を述べるができる。
- 4 幹事会は、会計監査を除く役員2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

- 5 幹事会の議決は出席役員の過半数をもって決め、可否同数の場合は議長が決める。
- 6 幹事会は、この規約に規定するもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
 - (2) 総会に付議する事項の決定
 - (3) その他この会の運営に関する事項

(県連絡会)

第 19 条 県内の地区ろうきん友の会で構成する県連絡会を置き、情報交換を行う。

(事務局の設置)

第 20 条 この会は、会の運営を円滑に進めるために事務局を設置する。

2 事務局は次の事項を遂行する。

- (1) 会員の入会・退会に関する事項
- (2) 幹事会への業務遂行状況の報告
- (3) その他第 4 条に掲げた活動のうち、この会の運営に妥当と認められる事項

(予算)

第 21 条 この会の経費は、中国労働金庫からの利用配当及び出資配当、入会金、寄付金品、その他の収入より支出する。

(事業及び会計年度)

第 22 条 この会の事業及び会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(規約の改廃)

第 23 条 この会の規約の改廃は、総会において出席代議員数の 3 分の 2 以上の同意を要する。

(解散)

第 24 条 この会の解散は、総会において出席代議員数の 3 分の 2 以上の同意を要する。

(残余財産の処分)

第 25 条 この会の解散後の残余財産の処分は、総会において出席代議員数の 3 分の 2 以上の同意を得て、決定する。

(実施)

第 26 条 この会の規約は 2007 年 4 月 1 日より実施する。

(改正履歴)

- 2008 年 6 月 10 日
- 2009 年 6 月 17 日
- 2010 年 6 月 9 日
- 2012 年 6 月 12 日
- 2017 年 6 月 15 日
- 2018 年 6 月 14 日
- 2019 年 6 月 14 日